

第13回 水素インフラ規格基準委員会 議事録

A. Web 会議によるプロセスレビュー及びテクニカルレビュー

◇ 日 時：令和2年10月27日(火) 10:00～11:00

◇ 形 態：Web 会議

◇ 出席者（敬称略）

委員：門出委員長、今井委員、名取委員、牧野委員、三浦委員

事務局(JPEC)：二宮、河島、吉田、種田、岡安（記）

配布資料

資料 20-01-01 水素インフラ規格基準委員会の位置付け

資料 20-01-02 水素インフラ規格基準委員会委員名簿

資料 20-01-03 保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等に係る自主基準の検討

資料 20-01-04 パブリックコメントで提示された基本通達案

資料 20-01-05 保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等の危害予防規程の指針

JPEC-TD 0005 (2020) (案)

資料 20-01-06 保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等の保安教育計画の指針

JPEC-TD 0006 (2020) (案)

資料 20-01-07 保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等のガイドライン

JPEC-TD 0007 (2020) (案)

1. 開会

9名の委員のうち、委員長および委員を含めて5名の出席で委員会成立を確認した。

2. 議事概要

事務局から、資料 20-01-03 を用いて、3つの自主基準案（資料 20-01-05、資料 20-01-06、資料 20-01-07）に関するプロセスレビュー及びテクニカルレビューを説明した。

主な質疑は以下のとおり。

(委員長) 「兼任」と「兼務」の使い分けは？

(事務局) 「・・・する」と動詞の場合は「兼務する」、兼任スタンド、兼任保安監督者など名詞として使う場合は「兼任」を使っている。基本通達案の使用例に従っている。

(委員) 準保安監督者は常駐しているか？

(事務局) 常駐している。

(委員) 兼任スタンドの上限数は？

(事務局) 4つを上限としている。ガイドライン案に上限数を記載している。

(委員) 24時間営業でも兼任は可能か？

(事務局) 可能である。但し、24時間営業に対しても、要件に応じた体制の構築が必要である。

(委員) 異なる通信方法とはどのようなものか？

(事務局) 異なる通信方法として、固定電話、携帯電話、メールなどを、また、携帯会社を複数にするなども想定している。

3. 今後の進め方

事務局から以下のように進めることを提案し、了承された。

- ▶ 3つの自主基準案へのご意見・ご質問募集期間を10月30日（金）12時までと設定し、修正が必要となる意見がなければ、第13回委員会として11月4日（水）を期限として書面投票していただく。
- ▶ 修正が必要となるご意見があった場合は、修正文案を作成し、第14回委員会として修正文案に関する書面開催・書面審議、書面投票を行う。その際の書面投票の期限は11月6日（金）を予定。

B. ご意見・ご質問募集に関して

◇ 募集期間：令和2年10月27日（火）～30日（金）12時

◇ 参加者（敬称略）

委員：門出委員長、熊崎副委員長、今井委員、遠藤委員、小幡委員、
名取委員、藤本委員、牧野委員、三浦委員

結果

3つの自主基準案についてのご意見がなかったため、引き続き書面投票を行うこととした。

C. 書面投票

◇ 開催期間：令和2年10月30日（金）13時～11月4日（水）

◇ 開催形態：投票用紙メール送付による書面投票

◇ 参加者（敬称略）

委員：門出委員長、熊崎副委員長、今井委員、小幡委員、藤本委員、
事務局(JPEC)：二宮、河島、種田、岡安（記）

注：遠藤委員、名取委員、牧野委員、三浦委員は、遠隔監視スタンド分科会委員を兼務しており、規定により採決に参加できないため、今回の投票は分科会委員を兼務していない5名の委員によって実施された。

投票結果

投票権のある5名の委員ともに、賛成（コメントなし）投票であり、自主基準案通りの制定が承認された。

以上